

甲府市における短期入所利用が認定期間の半数を超過する理由書の取扱いについて

【短期入所生活介護(ショートステイ)とは】

サービスの一時的な利用により、利用者の自立へ向けての生活改善、介護者である家族の負担軽減など、家庭生活の安定を図ることに趣旨がある居宅サービスです。

短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数は、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければなりません。利用者の心身の状況等を勘案し、特に必要があつて長期に渡って利用する場合には、相応の理由が必要です。

【やむを得ず、短期入所を長期間利用するときには】

短期入所生活介護の利用日数が認定期間の半数を超える場合には、保険者へ以下の書類を提出します。また、認定期間が切れ、その後も継続して利用が必要となるときは、更新申請(もしくは区分変更申請)時に、再度書類の提出が必要となります。

【必要な持ち物】

- 短期入所利用が認定期間の半数を超過する理由書(申請書)
- 1表(居宅サービス計画書(1))→利用者のサインがあるもの
- 2表(居宅サービス計画書(2))
- 3表(週間サービス計画表)
- 4表(サービス担当者会議の要点)
- 5表(介護支援経過)→ショートを利用し始めた時から今現在のもの
- 6表(サービス利用票)→利用者のサインがあるもの
- 7表(サービス利用票別表)
- 基本情報(本人の介護基本情報)
- 直近のアセスメント表(本人の身体状況)

【注意点】

- ・ 認定度が介護4以上の方
 - ※ 3施設程度、施設入居の申込があることが望ましいです。(いつ、どこの施設を申込み、何人入居待ちか確認します)
 - ※ 独居の方は優先入所を申込することが望ましいです。(優先入所は、一人につき2施設まで申込みます。3施設目からは以前の申込を取り下げる必要があります。)
- ・ 認定度が介護3の方
 - ※ 提出書類をみて事例ごとに判断します。

- ・ 認定度が介護2以下の方
 - ※ 居宅サービス利用を検討してください。申請が認められないことがあります。
- ・ 5表(介護支援経過)について
 - ※ やむを得ず短期入所を長期利用するに至った経緯を詳しく記載してください。
 - 例 短期入所サービスの趣旨を利用者・家族に説明しているか
 - 短期入所を長期に利用する前に居宅サービスの利用を検討したか
 - 短期入所利用が施設入所につながるような支援体制を検討しているか
 - 本人の状態変化に応じて、サービス計画を見直しているか

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

(11.3.31 厚生省令第 38 号)第 3 章 第 13 条第 20 号

介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならない。

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について

(11.7.29 老企第 22 号)第 2(7)⑱

短期入所生活介護及び短期入所療養介護(以下「短期入所サービス」という。)は、利用者の自立した日常生活の維持のために利用されるものであり、指定居宅介護支援を行う介護支援専門員は、短期入所サービスを位置付ける居宅サービス計画の作成に当たって、利用者にとってこれらの居宅サービスが在宅生活の維持につながるように十分に留意しなければならないことを明確化したものである。この場合において、短期入所サービスの利用日数に係る「要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない」という目安については、居宅サービス計画の作成過程における個々の利用者の心身の状況やその置かれている環境等の適切な評価に基づき、在宅生活の維持のための必要性に応じて弾力的に運用することが可能であり、要介護認定の有効期間の半数の日数以内であるかについて機械的な適用を求めるものではない。

従って、利用者の心身の状況及び本人、家族等の意向に照らし、この目安を超えて短期入所サービスの利用が特に必要と認められる場合においては、これを上回る日数の短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能である。